



金 沢 市 公 報

第 3 0 7 1 号 の 4

令和4年(2022年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課) 1</p> <p>○令和4年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課) 2</p> <p>○こまちなみ保存建造物の登録について (歴史都市推進課) 2</p> <p>○国土調査法の規定に基づく地籍調査の実施について (農業基盤整備課) 2</p> <p>○地縁による団体の認可について (市民協働推進課) 3</p> <p>○地縁による団体の告示された事項の変更について (") 3</p> <p>○計量器の定期検査の実施について (ダイバーシティ人権政策課) 4</p> <p>○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課) 4</p> <p>○令和4年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課) 5</p>	<p>○子ども・子育て支援法の規定による特定教育・保育施設の確認について (保育幼稚園課) 7</p> <p>○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認について (") 7</p> <p>● 公 告</p> <p>○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課) 7</p> <p>○予防接種を行うことについて (健康政策課) 8</p> <p>○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (市街地再生課) 10</p> <p>○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 11</p> <p>● 教育委員会告示</p> <p>○令和元年教育委員会告示第2号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (教育総務課) 11</p> <p>● 公営企業公告</p> <p>○令和4年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課) 12</p>
---	--

告 示

●金沢市告示第124号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町イ10番地26	自転車	午前零時から午後12時まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から午後12時まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第125号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により令和4年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市告示第126号

金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第12条第1項の規定によりこまちなみ保存建造物を登録するので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	登録年月日
59	中牟田氏所有建物	金沢市杉浦町26番地2	北海道小樽市新光一丁目4番125号 新光マンション205号 株式会社スタイル札幌	令和4年4月1日

●金沢市告示第127号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 事業計画が定められた年月日
令和4年3月18日

- 2 調査を実施する者の名称
金沢市
- 3 調査地域
名称 夕日寺I地区(その4)並びに夕日寺IV地区(その1)、(その2)及び(その3)
範囲 東長江町の一部、山王町1丁目
- 4 調査期間
令和4年3月8日から令和5年3月31日まで

●金沢市告示第128号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 1 名称
蚊爪町会
- 2 規約に定める目的
本会は、本区域の住民相互の連絡、環境の整備、本会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域
蚊爪町の全域
- 4 主たる事務所
金沢市蚊爪町口148番地
- 5 代表者の氏名及び住所
松山 浩之
金沢市蚊爪町イ117番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による議会の議決
- 9 認可年月日
令和4年4月1日

●金沢市告示第129号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
西金沢3丁目町会	代表者の氏名及び住所	角田 哲也 金沢市西金沢3丁目379番地	鯨 幸夫 金沢市西金沢3丁目412番地	令和4年3月14日
四十万第一町会	代表者の氏名及び住所	長船 良春 金沢市四十万5丁目193番地1	高橋 敏文 金沢市四十万5丁目174番地2	令和4年4月1日
千田葵町会	代表者の氏名及び住所	村本 宗保 金沢市千田町口4番地5	村松 良一 金沢市千田町口35番地7	令和4年4月1日

打尾町会	主たる事務所 の所在地	金沢市打尾町ヲ80番地1	金沢市打尾町ル99番地	令和4年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	中川 忠雄 金沢市打尾町ヲ80番地1	内尾 一也 金沢市打尾町ル99番地	
戸室新保町 会	主たる事務所 の所在地	金沢市戸室新保口333番地	金沢市戸室新保イ324番地2	令和4年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	前田 繁次 金沢市戸室新保口333番地	中村 有宏 金沢市戸室新保イ324番地2	
中山町町会	主たる事務所 の所在地	金沢市中山町ハ17番地	金沢市中山町ハ3番地	令和4年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	中村 知巳 金沢市中山町ハ17番地	山本 敏之 金沢市中山町ハ3番地	
新町町会	代表者の氏 名及び住所	森下 和喜夫 金沢市金石新町4番6号	濱屋 憲人 金沢市金石新町4番4号	令和4年4月1日
助九郎町助 正会	主たる事務所 の所在地	金沢市野町2丁目29番1号	金沢市野町2丁目1番20号	令和4年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	松村 美千子 金沢市野町2丁目29番1号	大丸 七代 金沢市野町2丁目1番20号	

●金沢市告示第130号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 定期検査を行う区域

泉小学校、泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1790101297	デイサービスぎふと	金沢市松寺町カ140 番地1	株式会社レーベングフ ト	令和4年 3月1日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第132号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率並びに条例第31条第1項、条例第31条の3第1項及び同条第4項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに条例第31条第5項において準用する同条第1項、条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の7.40
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
1世帯につき年19,800円
 - 特定世帯 1世帯につき年9,900円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年14,850円

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年13,860円
 - 特定世帯 1世帯につき年6,930円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年10,395円
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年9,900円
 - 特定世帯 1世帯につき年4,950円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年7,425円
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年3,960円
 - 特定世帯 1世帯につき年1,980円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年2,970円
- (4) 条例第31条の3第1項及び同条第4項の減額する額
 - 条例第31条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯
対象の被保険者1人につき年12,000円
 - 条例第31条第1項第1号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年3,600円
 - 条例第31条第1項第2号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年6,000円
 - 条例第31条第1項第3号により減額されている世帯
対象の被保険者1人につき年9,600円

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.58

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年10,320円
- (3) 世帯別平等割
- 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 1世帯につき年6,720円
- 特定世帯 1世帯につき年3,360円
- 特定継続世帯 1世帯につき年5,040円
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年7,224円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 1世帯につき年4,704円
- 特定世帯 1世帯につき年2,352円
- 特定継続世帯 1世帯につき年3,528円
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,160円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 1世帯につき年3,360円
- 特定世帯 1世帯につき年1,680円
- 特定継続世帯 1世帯につき年2,520円
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年2,064円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 1世帯につき年1,344円
- 特定世帯 1世帯につき年672円
- 特定継続世帯 1世帯につき年1,008円
- (4) 条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項の減額する額
- 条例第31条第5項において準用する条例第31条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯
- 対象の被保険者1人につき年5,160円
- 条例第31条第5項において準用する条例第31条第1項第1号により減額されている世帯
 対象の被保険者1人につき年1,548円
- 条例第31条第5項において準用する条例第31条第1項第2号により減額されている世帯
 対象の被保険者1人につき年2,580円
- 条例第31条第5項において準用する条例第31条第1項第3号により減額されている世帯
 対象の被保険者1人につき年4,128円
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.34
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,880円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年6,000円
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年8,316円
- イ 1世帯につき年4,200円
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,940円
- イ 1世帯につき年3,000円
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年2,376円

イ 1世帯につき年1,200円

●金沢市告示第133号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条第1号の規定により告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の種類	確認年月日
認定こども園 青竜幼稚園	金沢市額新町1丁目27番地	学校法人和田学園	幼保連携型認定こども園	令和4年3月15日
すみれこども園	金沢市寺町4丁目1番2号	社会福祉法人大桜会	保育所型認定こども園	令和4年3月15日
かわい幼稚園	金沢市泉本町3丁目111番地	学校法人河合学園	幼稚園型認定こども園	令和4年3月15日
白銀幼稚園	金沢市芳斉2丁目2番24号	学校法人白銀幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和4年3月15日
第二かわい幼稚園	金沢市入江1丁目203番地1	学校法人河合学園	幼稚園型認定こども園	令和4年3月15日
伏見かわい幼稚園	金沢市米泉町5丁目26番地	学校法人河合学園	幼稚園型認定こども園	令和4年3月15日
済美幼稚園	金沢市朝霧台2丁目67番地	学校法人済美幼稚園	幼稚園	令和4年3月15日
藤花幼稚園	金沢市上安原町169番地の1	学校法人藤花学園	幼稚園	令和4年3月15日
藤蔭幼稚園	金沢市笠市町2番47号	学校法人藤蔭幼稚園	幼稚園	令和4年3月15日

●金沢市告示第134号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

預かり保育事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認年月日	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別
すみれこども園	金沢市寺町4丁目1番2号	社会福祉法人大桜会	認定こども園	令和4年3月15日	満たしている

一時預かり事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認年月日
メロン幼稚園	金沢市福久町ル1番地1	学校法人久直学園	認定こども園	令和4年3月15日

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年4月1日から同年5月2日まで

(2) 場所

金沢市柿木畠1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

令和4年5月3日から同月17日まで（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和4年4月1日から同年5月2日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおりに
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間		

	に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの	
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの	
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者	
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	
ロタウイルス感染症	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で予防接種法施行令第1条の3第1項の表ロタウイルス感染症の項の厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに同項の厚生労働省令で定める日までの間にある者	

2 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 風しん第5期に係る予防接種の対象者にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (7) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (9) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性

消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
 (10) (2)から(7)まで（(6)を除く。）及び(9)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合
 予防接種（ロタウイルス感染症を除く。）の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあっては15歳に達するまで、結核（BCG）にあっては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあっては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあっては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合	昭和49年6月1日から令和5年3月31日まで	(施行地区) 金沢市太陽が丘1丁目、2丁目、3丁目並びに田上町テの全部、銚子町レ、ア及びサ並びに田上本町ツ、井、オ、ク及びヤ並びに元銚子口ヨ並びに田上本町ナ、マ、ケ、フ及びコ並びに田上町井、ユ及びメの各一部 [1工区] 金沢市太陽が丘1丁目の一部 [2工区] 金沢市太陽が丘1丁目の一部 [3工区] 金沢市太陽が丘2丁目の全部 [4工区] 金沢市太陽が丘3丁目の一部 [5工区] 金沢市太陽が丘3丁目の一部 [6工区] 金沢市銚子町レ、ア及びサ並びに田上本町ナ、井、ク、ヤ及びマの各一部 [7工区] 金沢市田上本町ツ、ナ、オ、ク、フ及びコ並びに田上町井、テ、ユ及び元銚子口ヨの各一部 [8工区] 金沢市田上本町ナ、ク、ヤ、ケ及びフの各一部 [9工区]	金沢市太陽が丘2丁目1番地	昭和49年5月31日	公園の区域 (変更前) 61,644.70㎡ (変更後) 61,159.09㎡	令和4年3月22日

	金沢市田上本町ツ、ナ、オ、ク、フ及びコ並びに田上町テ、ユ、メ及び元銚子口ヨの各一部				
--	---	--	--	--	--

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和4年4月1日

金沢市長 村 山 卓

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第2号

令和元年教育委員会告示第2号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第1項の表中

金沢市立犀桜小学校屋内運動場2階
690平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
9,090円
26,169円
27,525円
410円

を

金沢市立犀桜小学校屋内運動場2階
602平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
9,090円
26,169円
27,525円
410円

に、

金沢市立中央小学校屋内運動場2階	金沢市立中央小学校芳齋分校屋内運動場1階
1,347平方メートル	540平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1個	1個
1脚	1脚
3脚	3脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
9,090円	9,090円
26,169円	26,169円
27,525円	27,525円
410円	410円

を

金沢市立中央小学校屋内運動場地下1階	金沢市立中央小学校芳齋分校屋内運動場 2階
769平方メートル	690平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1個	1個
1脚	1脚
3脚	3脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
9,090円	9,090円
26,169円	26,169円
27,525円	27,525円
410円	410円

に改める。

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

令和4年4月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

第2負担区

乙丸町及び三池町の各一部

第3負担区

山科町の一部

第4負担区

法光寺町及び柳橋町の各一部

第5負担区

田上町及び豊徳町の各一部

第6負担区

赤土町、大浦町、御供田町及び近岡町の各一部

第7負担区

磯部町、いなほ3丁目、打木町、堅田町、観法寺町、北森本町、才田町、千木町、利屋町、八田町及び南森本町の各一部

令和4年(2022年)4月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄